

令和 8 年 7 月 29 日

横手市長 高橋 大 様

横手市農業委員会

会長 飯野 正和

令和 8 年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書等について

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本委員会の活動に格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、横手市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第 6 条第 2 項に規定する所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等利用最適化推進に関する、①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進の事項について、より効率的かつ効果的に実施する必要があるため、この度、法第 38 条第 1 項の規定に基づく農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見、及び農業振興の改善に関する要望書を提出いたします。

貴職におかれましては、法第 38 条第 2 項の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては各意見を十分考慮し、検討経緯及び結果、並びに結果のレビューについては関係部局が各段階において当委員会と十分に意見交換を行うよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和 8 年度
農地等利用最適化推進施策の改善に関する
意 見 書 等

横手市農業委員会

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

1 遊休農地の発生防止・解消に関すること

(1)多面的機能支払い交付金の上乗せ措置による保全管理

農業委員会では耕作される見込みのない遊休農地は農地台帳から削除し、耕作される見込みのある遊休農地の解消に努めているところです。

また、この解消をより実効的に押し進めるためには、多面的機能支払交付金事業の活動組織と連携した仕組みづくりが必要です。

このため、耕作される見込みのある遊休農地を活動組織が協定の対象とし、遊休農地の所有者等が草刈り等を行う環境を整えることについて活動組織内の協定への合意形成を促すインセンティブとして、同交付金の保全管理に市単独予算の上乗せ措置を講じ、同交付金事業の狙いである農地等の地域資源の保全を適確に推進いただきたい。

なお、市が取り組む多面的機能支払交付金事業の広域化の促進にあたっては、耕作される見込みのある遊休農地を解消し保全管理する観点も含めて啓発いただきたい。

(2)農地に隣接する農地以外の土地の適正な保全管理

土地基本法は我が国の全ての土地を対象に、所有者には土地の管理等を行う責務、市には所有者の適正な管理を確保するための措置を講じる責務の執行が規定されている。

しかし、農地への再生利用が困難で農地台帳から除外された非農地の多くは適正に管理されていないため、農業法人や農業者がその土地に隣接する優良農地の営農に支障が生じるときは、所有者に代わって小用排水路の泥上げや草刈り、病虫害に感染した樹木の伐採等をせざるを得ず長年にわたり多大な負担を強いられている。

このため、法律に基づく市の責務の執行を担当する部局においては農業法人や農業者の多大な負担が生じないよう、所有者を適切に指導するとともに、所有者不明の土地や適切な管理ができていない土地にあっては市が代替するなど責任をもって対処いただきたい。

なお、本意見は市民にも影響する豪雨災害などに対処する改善意見であるため、法律の目的に即した災害対応部局や耕作放棄地対策部局の意見も踏まえて適切な措置を講じていただきたい。

(3)イノシシ等有害鳥獣被害対策事業の柔軟な対応と強化

近年、イノシシやニホンジカなどの野生動物は急速に個体数を増やしており、中山間地のみならず平地においても農作物被害が確認されるようになっている。

横手市では、有害鳥獣捕獲や電気柵導入支援など各種対策事業を実施しており、農作物被害の軽減や捕獲数の増加など一定の成果が見られるものの、すべての農地を電気柵で囲うことは費用や労力の面から困難であり、依然として野生鳥獣の目撃・遭遇頻度は増加傾向にある。

また、対策の多くを農業者個人の負担に依存していることから、高齢化や担い手不足が進む地域では十分な対応が難しく、鳥獣被害の拡大が営農意欲の低下や耕作放棄を招き、遊休農地発生の一因となることが懸念されている。

このため、次の改善に関する意見、提案に配慮した適切な措置を講じていただきたい。

- 1 現状の電気柵購入補助について、農業者が利用しやすいように改善する。
 - (1) 例年、一次募集締め切りが5月で二次募集がない年もある。今年度は二次募集（7月締め切り）もしているが、それ以降の被害により対策を講じる際に補助が利用できないため、通年（農期）で受付を行う。
 - (2) 補助対象となる電気柵の要件に「3段張り」があり、電気柵2段張りと比較して高価な資材費が農業者の負担となっているため、3段張りの要件を撤廃する。
 - (3) 防草シートは「導電性」のみ対象となっているが、導電性ではないものでも十分、通電するものと考えられるため、要件を撤廃する。
 - (4) 電気柵での対策は購入時の費用や設置時の労力が農業者への相当な負担となっており、電気柵購入補助の拡大や動物の種類に対応する設置方法の指導を行う必要があり、電気柵以外の簡易な対策があれば、実証試験を行い農業者に普及していく。
- 2 電気柵以外の鳥獣被害対策資材への補助制度を新設する。

水稻ではスズメ、野菜や果樹においてはカラスやヒヨドリ等による食害が多発しており、防鳥ネット等の電気柵以外の対策資材への購入補助制度を新設する。
- 3 鳥獣被害対策には個体数そのものの削減が不可欠であり、駆除を担うハンター（鳥獣被害対策実施隊員）への支援策を拡充する。
 - (1) 現状1頭2万円であるイノシシとニホンジカの捕獲報奨金を増額する。
 - (2) 狩猟免許等取得支援制度のほか、駆除の担い手であるハンターへの支援をお願いする。具体的には、スラック弾などの装弾類、箱わな・くくりわな等の捕獲資材の購入に要する経費について補助制度を新設する。
 - (3) 行政による食肉加工施設の整備や個人等が施設を整備することへの補助制度を設けることにより、駆除した野生鳥獣の有効活用を図り、ハンターが肉や骨等の加工品の販売までを生業にできるような環境の創生を行う。
- 4 鳥獣害対策に特化した担当課を設置し、駆除等を担う職員を育成する。

横手市の鳥獣被害対策は主管課の農林整備課と各地域課が担っているが、限られた人数の職員が他の業務と掛け持ちで対応している現状があり、人事異動で担当者も変わるため、鳥獣被害対策に特化した課室所を新設し、専門知識を持つ職員の配置や育成を行う。

令和 8 年度 農業振興の改善に関する要望書

1 農業委員会と市の食農推進活動との連携

横手市農業委員会は食農教育や地域における実践活動を推進しており、市内小学 5 年生を対象とした「作文・図画コンクール」は昨年度で 20 周年を迎えました。

しかし、農業委員会は食と農に関わる関係者や関係機関で構成する「横手市食育推進協議会」に参画できず、また、実践活動が市の食育推進のマスタープランとも言える「第 4 次横手市食育推進計画」に全く盛り込まれてはいないことは誠に残念に思っております。

このため、横手市食育推進協議会が諸活動に取り組む際には機会を捉えて農業委員会の食農推進活動を市民に広く紹介いただくとともに、次期食育推進計画の策定に当たっては農業委員会も計画策定委員会の構成員として参画できるようご配慮をお願いいたします。

2 担い手への農地継承と地域農業の維持・発展

横手市においては、農業従事者の高齢化に伴う離農の増加が課題となっています。特に樹園地などの農地が次代の担い手に適切に継承されない場合、原野化や山林化などの荒廃が進行し、周辺農地の生産環境にも悪影響を及ぼすおそれもあります。また、農家が長年培ってきた多様な栽培技術や経営ノウハウが伝承されず、地域農業の基盤が弱体化することも懸念されます。

このため、県が実施している新規就農者向けの秋田アグリフロンティア育成研修や農業関係機関が実施しているマッチング事業等の効果が一層高まるよう市としても関係機関と協力・連携するとともに、各種支援制度の一層の周知をお願いいたします。